

## 土木・建築計画の考え方

敷地、地盤、建築物の用途、規模、将来計画等の条件を十分把握し、周辺環境と調和し、市民に親しまれる施設を目指すこととします。

また、環境負荷の低減、地球温暖化対策を行い、周辺環境に配慮します。

### 1 構造計画

前回お示しした「地域防災貢献計画の考え方の（１）焼却施設の強靱性の確保」に基づき建物、煙突の耐震安全性を確保します。

### 2 機能的配置

本施設は、明るく清潔なイメージを図りつつ、施設運営、施設見学、市民との交流・イベント、地域防災等の機能に応じた配置を計画します。

### 3 歴史的、自然的条件との調和

施設建物のデザインや色彩は、玉川上水や野火止用水の歴史的な景観や武蔵野の面影を残す雑木林などとの調和に配慮して計画します。

### 4 自然エネルギーの活用

屋上及び壁面を活用して、太陽光発電パネルを設置するなど、自然エネルギーの活用を図ります。

### 5 消費電力の低減

施設に設置する各機器は可能な限り省電力型のものを採用することにより、電力消費を最小限とします。また、大型の窓やトップライトを設けることにより、積極的に自然光を取り入れ、照明用電力消費の低減を図ります。

### 6 周辺道路の安全

敷地への車両出入口は、見通しの良い交通安全が確保できる位置に設け、一般車両、自転車及び歩行者など、周辺住民の安全性に十分配慮した計画とします。

また、敷地内の計量機の位置をできるだけ車両出入口から離し、可能な限り敷地内に待機スペースを確保することにより、収集車両の集中による公道待機を防止します。

### 7 構内の安全

施設の出入口は、見通しの良い交通安全が確保できる位置に設け、歩行者動線は車両動線と極力交差しないよう計画し、交差せざるを得ない箇所には横断歩道や車両の一時停止表示を設置するなど、安全に配慮した計画とします。

また、諸室の二方向避難動線の確保を行うほか、安全性に十分配慮した計画とします。

## 9 操業に伴う騒音・振動・悪臭対策

ごみの受入や処理、搬出作業はすべて建物内で行い、建物内の気密性を保ち、外部への影響を防止するよう計画します。

## 10 維持管理

搬出入車両の円滑で安全な通行、施設の点検・補修の容易性、機器の搬出入や大規模修繕への対応を考慮した計画とします。

## 11 見学者対応等

見学者が施設を安全に楽しく、また、分かり易く見学できるよう、模型展示や施設内部が見える工夫などを行うとともに、見学者動線は小平市福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインを取り入れた動線計画とします。また、環境学習機能を取り入れ、環境問題に対する普及啓発を行います。

## 12 管理棟計画

既存3号炉跡地は狭いため、3号炉跡地に建設する工場棟内に管理諸室を設けることは困難です。そこで、工場棟と分離した管理棟を計画します。管理棟の諸室は、組合として必要な機能や来場者対応に必要な機能を踏まえて計画します。

表1 諸室計画案

用途	諸室
組合管理諸室	大会議室(議会含む)、小会議室、事務室、書庫、倉庫、トイレ、更衣室、廃棄物保管庫、洗濯乾燥室等
見学者等対応諸室	見学者説明室、資料等展示スペース、トイレ(多機能トイレ含む)、エレベーター等

## 13 駐車場

来場者や見学者用の駐車場を設けます。駐車台数は東京都駐車場条例等に基づくものとし、うち1つは車いす対応とします。

## 14 労働安全衛生対策

施設の計画にあたっては、「労働安全衛生法」及び「消防法」等の関係法令を順守するほか、施設の運転、点検、清掃等の作業が安全かつ衛生的に行えるよう、安全・衛生対策に十分配慮するものとします。

運転管理に際しては、各種保安装置の設置等による作業の安全性や、空調、換気、防臭、騒音・振動防止、照度の確保等良好な作業環境を確保します。

## 15 緑地

緑地は、「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑化面積の基準を満足する必要があります。基準を以下に示します。

### ① 地上部の緑化

次のA又はBによって算出される面積のうち小さいほうの面積以上を樹木により緑化します。

$$A : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$$

$$B : \{ \text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8) \} \times 0.25$$

$$\text{敷地面積} : \text{約 } 16,100 \text{ m}^2 \quad \text{建ぺい率} : 60\%$$

建築面積の確定後、必要緑地面積を算出します。

### ② 建築物上の緑化

建築物上（屋上、壁面、バルコニー等）の緑化面積は、次によって算出される面積以上を樹木、芝、多年草等により緑化します。

$$\text{屋上の面積} \times 0.25$$

「屋上の面積」とは、建築物の屋根部分で人の出入及び利用可能な部分の面積のうち、ソーラーパネル、空調等の施設の管理に必要な施設の設置のために緑化が困難な部分を除いた面積。

### ③ 接道部の緑化基準

敷地内で、道路に接する部分の長さに、「接道部緑化基準」を乗じて得た長さ以上を樹木により緑化します。

$$\text{接道部緑化長さ} \geq \text{接道部長さ} \times \text{接道部緑化基準}$$

接道部緑化基準は、廃棄物等の処理施設で敷地の規模が1万㎡以上3万㎡未満の場合、8/10。

本施設の敷地面積は、約16,100㎡であり、敷地の周囲で道路に接する部分の80%の長さを緑化することになります。

土木・建築計画については、周辺環境と調和し、地域住民から親しめる施設を目指すこととし、皆様のご意見を参考として整備基本計画に反映します。計画の詳細についてはメーカーヒアリング等における提案を基に検討します。